

商工会報



ふじみ野だより

初代会長 細谷健一 書

平成27年4月発行

第

29

号

発行 ふじみ野市商工会

<http://www.fujimino-shokokai.or.jp/>上福岡事務所 ふじみ野市上福岡1-5-14  
TEL 049-261-3156 FAX 049-261-3150大井事務所 ふじみ野市苗間40-39  
TEL 049-261-3444 FAX 049-261-3447Eメール [fujimino@syokokai.jp](mailto:fujimino@syokokai.jp)

## 事業者を応援します！

## 「小規模事業者持続化補助金」のご案内

小規模事業者が商工会と一体となって販路開拓に取り組む費用です。販路開拓に取り組む費用の2/3が補助されます(但し、補助上限額50万円)。

## 取組例 広告宣伝

新たな顧客層の取り込みを狙ったチラシ・ホームページ・DMの作成

## 集客力を高めるための店舗改装

高齢者に対応するため店舗改修を行いバリアフリー化を図る利用客向けのトイレの改装工事を行うなど

(注) 雇用を増加させる取り組み、従業員の処遇改善、買い物弱者対策に取り組む場合は上限が100万円となります。  
小規模事業者とは、製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社および個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者です。

## 「ものづくり・商業・サービス革新補助金」のご案内

革新的な設備投資やサービス・試作品の開発、生産・業務プロセスの改善等を支援します。通常で1,000万円を上限に補助(補助率:2/3)します。

- 設備投資や試作品・サービスの開発に係る経費(原材料費、機械装置費、人件費等)に使えます。
- 革新的なサービス開発に関しては設備投資が不要で700万円までの補助をおこないます。
- 複数の事業者が共同してITやロボット等の設備投資を行うことにより、サービス、試作品の開発やプロセス改善等に取り組む場合は、共同体で5,000万円(1社500万円を上限)を上限に補助します。

※補助金の採択にあたっては、賃上げ実施企業を優先的に採択します。



## 中小企業金融のご案内

平成27年3月27日現在

	制度名	貸付限度額 (万円)	貸付金利(%)	用途	返済 期間
日本 金融 公庫	小規模事業者 経営改善資金貸付(マル経)	2,000	1.35	運転 設備	7年 10年
	普通貸付	4,800	2.3	運転	5年
埼玉 県 制度 融資	小規模事業資金	1,250	1.3~1.5(0.50~1.76)	運転 設備	7年 10年
	事業資金(一般)	5,000 6,000	1.4~1.6(0.45~1.64)	運転 設備	7年 10年
	経営安定資金(大臣指定等貸付)	5,000	1.2(0.80)	運転 設備	7年 10年
	起業家育成資金(新事業創出貸付)	1,500	0.9~1.1(0.80)	運転 設備	7年 10年
	経営あんしん資金	5,000	1.5(0.45~1.64)	運転	7年
	借換資金	10,000	金融機関所定利率(0.45~1.64)	運転	10年

※( )内は信用保証料率 ※上記以外にも各種制度がありますので、お気軽にお問い合わせください。

補助金、融資、いずれも当商工会の経営指導員にご相談ください。

上福岡事務所 TEL 261-3156 (井上・青山・佐藤)

大井支所 TEL 261-3444 (小峰・岸澤)